

千葉県旅館業衛生等管理指導指針

I 総則

第1 目的

この指針は、旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の衛生的取扱いについて、旅館業者等に対して必要な行政指導を行うことにより、旅館業に関する衛生の向上及び確保を図り、併せて善良の風俗を保持することを目的とする。

なお、この指針は、千葉県行政手続条例（平成7年条例第48号）第34条の趣旨に基づく行政指導指針である。

第2 定義

この指針において使用する用語は、法令等の定義の定めるところによる。

II 施設設備

第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

（施設の周囲）

- 1 施設の周囲は、排水及び清掃が容易にできる構造であること。

（施設一般）

- 2 施設の外壁、屋根、広告物、外観等は、立地場所における周囲の善良の風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境の調和する構造設備であること。
- 3 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、この限りでないこと。
- 4 施設は、ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、給排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。
- 5 施設の外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。
- 6 施設は、適当な防湿及び排水の設備を有すること。
- 7 客室、浴室、脱衣場、便所、その他特定の用途を有する施設は、壁等によりそれぞれ区画すること。
- 8 浴室、脱衣場、洗面所、便所、配膳室その他これに類する場所の天井は、原則としてすき間がなく、清掃が容易に行える構造であり、必要に応じて結露を防止できる構造であること。
- 9 浴室、脱衣場、便所、廊下等の床面は、原則として不浸透性を有し、清掃が容易に行える構造であること。
- 10 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）において、ホテルや旅館は特別特定建築物と位置付けられており、一定規模以上の特別特定建築物の建築等を行う場合には、建築物移動等円滑化基準への適合が義務づけられているほか、一定規模未満の特別特定建築物の建築等を行う場合や、既に建築されている特別特定建築物については、建築物移動等円滑化基準への適合に向けた措置が努力義務となっており、これらを踏まえた対応を行うこと。

(玄関帳場又はフロント)

11 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)～(4)の要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。

- (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
- (2) 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
- (3) 旅館・ホテル営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。
- (4) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。
- (5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこと。

ア 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。

イ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。

ウ 鍵の受渡しを適切に行うこと。

(ロビー)

12 ロビーを設ける場合は、ロビーは、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、かつ、清掃が容易に行える構造であること。屋内は原則禁煙だが、喫煙専用室等を設ける場合は、健康増進法(平成14年法律第103号)の規定に従うこと。

(廊下、階段)

13 廊下、階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、適当な幅、高さ及び踏面を有し、清掃が容易に行える構造であること。

また、階段には、高齢者等の安全確保のため必要に応じ手すり等の設備を設けることが望ましいこと。

(客室)

14 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) 客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室にあつては9㎡)以上であること。
- (2) 客室と当該客室以外の施設は壁、板戸その他これに類するもので区画すること。
- (3) 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。
- (4) 客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。また、窓のない客室は、設けないこと。

(浴室)

15 浴室の構造設備は、次の(1)～(5)の要件を満たすものであること。ただし、(6)の要件を満たす場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を必ずしも有する必要のないこと。

- (1) 浴室(脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。
- (2) 床面(排水溝を含む。)及び浴槽の底面は、排水が容易に行えるようおおむね100分の1.5以上の適当な勾配を付け、すき間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
- (3) 共同浴室(脱衣場を含む。)を設ける場合は、原則として男女別に分け、各1か所以上のものを有すること。また、入浴者の利用しやすい場所に、飲料水を供給する設備を設置すること。
- (4) 浴槽及び洗い場は、次の構造設備であること。

ア 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

イ 共同浴室に設ける場合は、次に掲げるところによること。

- (ア) 必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、子ども等に配慮したものであることが望ましいこと。
- (イ) 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね5 cm以上の適当な高さを有すること。
- (ウ) 浴槽内面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。その広さは、次式により得られる面積以上であることが望ましいこと。

$$\text{浴槽内面積} = \text{収容定員}^{\ast 1} \times 0.5^{\ast 2} \times 0.5^{\ast 3} \times 0.5\text{m}^2^{\ast 4} \times \text{宿泊者男女比}^{\ast 5}$$

(注) ※1 入浴設備を有しない客室定員の合計に、専用の入浴設備を有する客室定員の合計の50%を加えた人数を収容定員とすること。

※2 入浴者の最も多い時間帯(20～21時)の入浴者数を収容定員の50%としたこと。

※3 入浴者のうち浴槽使用者及び洗い場使用者の比率を50%としたこと。

※4 入浴者1人当たりの浴槽使用面積

※5 宿泊者男女比は、各施設の特性により設定すること。

(エ) 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に浴槽ごとに1個以上の隔測温度計を備え、常に清浄な湯及び水を供給することができる設備を有すること。

(オ) 浴槽は、熱湯が入浴者に直接接触しない構造であること。

ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあつては、その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をすること。

(カ) 洗い場の面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。その広さは、次式により得られる面積以上であることが望ましいこと。

$$\text{洗い場面積} = \text{収容定員}^{\ast 1} \times 0.5^{\ast 2} \times 0.5^{\ast 3} \times 1.1\text{m}^2^{\ast 6} \times \text{宿泊者男女比}^{\ast 5}$$

(注) ※1、2、3、5 前記(ウ)の(注)を参照すること。

※6 入浴者1人当たりの洗い場使用面積

(キ) 洗い場には、収容定員に応じて適当な数の給水栓及び給湯栓を有すること。その数は、

次式により得られる数以上であることが望ましいこと。

給水(湯)栓数＝収容定員^{※1}×0.5^{※2}×0.5^{※3}×宿泊者男女比^{※5}

(注) ※1、2、3、5 前記(ウ)の(注)を参照すること。

給水(湯)栓数は、小数点以下を四捨五入して算定すること。

(ク) ろ過器を設置する場合にあっては、以下の構造設備上の措置を講ずること。

- a ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- b 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- c 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。
- d 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

(ケ) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

(コ) 気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

また、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。

(サ) 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

(シ) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造でないこと。

(ス) 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。

(セ) 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。

(ソ) 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

ウ 共同用のシャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないよう適当な数のシャワー設備を備え付けること。シャワー設備の数は、入浴設備を有しない客室定員を合計した人数に対しおおむね10人に1個の割合で備え付けることが望ましいこと。

ただし、その他共同浴室を併設する場合は、その入浴定員を勘案し、シャワー設備の数を適当に減らして備え付けることができること。

(5) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、前記(3)のほか次に掲げるところによること。

ア 室又は設備の内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。

イ 室内又は設備内は、換気を適切に行うため、排気口は、適当な位置に設けること。

ウ 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

エ 室内及び設備内に放熱パイプを備え付ける場合は、これが直接身体に接触しない構造である

こと。

オ 火気や、営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生に適切に対処し、又はこれら異常な事態が生じないように入浴上の注意に係る表示をよく見える場所に掲示すること。

(6) 施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来しないと認められること。

(入浴用給湯・給水設備)

16 入浴用給湯・給水設備は次の要件を十分に満たしていること。

(1) 浴槽に使用する水及び湯（原水、原湯）の水質は、旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則（平成15年8月1日規則第112号）に適合していること。また、給水栓及び給湯栓、シャワー又は打たせ湯（以下「給水（湯）栓等」という。）には、清潔な水及び湯（人の飲用に適する水及び湯）を供給すること。

(2) 貯湯槽は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。また、貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。

(3) 放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

(脱衣場)

17 脱衣場を設ける場合は、収容定員に応じて十分な広さを有し、入浴者の需要を満たすことができるよう適当な数の洗面設備（脱衣場に隣接するものを含む。）及び衣類を収納する保管設備を有すること。なお、共同浴室にあつては、脱衣場を付設すること。

(洗面所)

18 洗面所は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な規模を有し、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること。

(2) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、収容定員（洗面設備を付設する客室の定員を除く。）に応じて適当な数を有すること（おおむね5人当たり1個以上の割合が望ましいこと。）。

(3) 共同洗面所に共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、ひとつのシンク（流し）を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること。

(便所)

19 便所は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 手洗設備は、前記の18（洗面所）に係る基準に準じて設けること。

(2) 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。

なお、共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて適当な数を備え付けること。

便器の数は、次により得られる数以上であることが望ましいこと。

ア 収容定員（便所を付設する客室の定員を除く。）が30人以下の場合

収容定員	便器数
2～5	2
6～10	3

11～15	4
16～20	5
21～25	6
26～30	7

イ 収容定員が31人以上300人以下の場合は、10人増加するごとに1個の割合で30人までの便器数7個に加算すること。

ウ 収容定員が301人を超える場合は、20人増加するごとに1個の割合で300人までの便器数34個に加算すること。

- (3) 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。この場合、調理室及び配膳室から適当な距離を有していること。
- (4) 車いす用の便所を設ける場合は、車いすの移動に支障が生じないよう十分な広さを有すること。
- (5) 便所は、悪臭を排除するため適当な換気設備を備え付けること。
- (6) 便所の清掃用具はその他の清掃用具と共用しないこと。

(保管設備)

20 寝具、清掃用具等の保管設備は、収容する数量に応じて十分な大きさを有すること。

(調理室)

21 調理室を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、構造設備については、食品衛生法施行条例（平成12年3月24日条例第3号）で定める飲食店営業の施設基準に適合するものであること。

また、その他食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指導に従い、良好な構造設備にすること。

なお、共同自炊用の調理室を設ける場合は、宿泊者の自炊の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けていること。

(配膳用リフト及びコンテナ)

22 配膳用リフト及びコンテナを置く場合、これらは、耐久性及び不浸透性を有する材料で作られ、食品等の出し入れ及び清掃が容易に行える構造であること。

(配膳室)

23 配膳室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) 配膳室は、配膳に支障が生じないよう十分な広さを有し、その他の場所とは明らかに区分すること。
- (2) 配膳室には、配膳数量に応じ十分な大きさを有し、清掃及び食品等の出入れが容易にできる保管設備及び配膳台を置くこと。
- (3) 配膳室内の見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。

(食堂等)

24 食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) 宿泊者等の食事の需要を満たすことができるよう適当な広さを有すること。

(2) 室内には、宿泊者等が容易に見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。

(洗濯室)

25 洗濯室を設ける場合は、洗濯物の量に応じ、これを適切に処理することができるよう適当な広さ及び洗濯設備を有し、その他の構造設備については、「クリーニング所における衛生管理要領について」(昭和57年3月31日環指第48号厚生省環境衛生局長通知)に準ずるものとする。

(プール)

26 プールを設ける場合は、「千葉県遊泳用プール行政指導指針」(平成21年衛第349号)により設けること。

(給水設備)

27 給水設備は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。

なお、水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。

(2) 雑用水を供給する設備を設ける場合は、飲料水との誤飲を避けるためその旨の表示を当該設備の周囲の容易に見えるところに掲示すること。

(3) 埋没式(地面に埋めるものをいう。)の受水槽にあっては、雨水等による冠水を防止するためマンホールは、防水型とし、その開口部は、適当な立ち上げを有すること(10cm以上の高さを有することが望ましいこと)。

(4) 受水槽、高置水槽等の貯水槽は、不浸透性の材料を用い、密閉構造とし、そのマンホールは、密閉及び施錠することができ、通気管、オーバーフロー管、ドレーン管は、害虫を防除できる構造であること。

(5) 受水槽及び高置水槽等の貯水槽の内部及び周辺は、清掃及び消毒が容易に行える構造であること。

(6) 井戸水を飲料水として使用する場合、浅井戸にあっては、便所、汚水溜等不潔な場所から20m以上の距離を有して位置し、その他の井戸は、少なくとも5m以上の距離を有して位置すること。

(し尿及び排水処理設備)

28 し尿及び排水処理設備は、衛生害虫等の発生を防除し、かつ、し尿及び排水を適正に処理できる性能を有する構造設備であること。

(廃棄物集積場等)

29 施設には、不浸透性の材料で作られ、かつ、汚液(汚水を含む。)、ごみ等が飛散流出しない構造のごみ箱を、必要に応じて十分な数を適当な位置に置くこと。

また、廃棄物の量が著しく多い大規模な施設にあっては、不浸透性の材料で作製し、かつ、給水栓を設ける等清掃が容易にできる構造の専用の廃棄物の集積場又は処理設備を適当な位置に設けること。

(ガス設備)

30 ガス設備を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) ガス設備は、腐蝕しにくい適当な材料で作られ、かつ、有害であるガスを漏出しないよう次

に掲げるところによるものであること。

ア 調理室のガス設備は、その他の場所のガス供給系統と区別するなど専用の構造であること。

イ 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室に備え付けるガス設備には、専用の元栓があり、その接続部は容易に取り外しができない構造であること。

ウ ガスが流通する管は、堅固な材料で作るなどガスの流通が容易に中断されないよう適切な構造であること。

- (2) 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室にガス設備を備え付ける場合は、室内の客の見やすい位置にガス栓の所在場所、ガス元栓の開閉時間、ガスの使用方法等についての注意の表示等を掲示すること。

(採光・照明設備)

31 施設には、適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。

(1) 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。

(2) 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとする。照度の基準は、後記「Ⅲ施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」18(照明設備の管理)に定めるものとする。

(換気関係設備)

32 施設は、外気に面して開放することのできる換気口を設けるなど自然換気設備により衛生的な空気環境を十分に確保するか、又は内部の汚染空気の排除、温度、湿度の調整等を行うため適当な機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができる設備をいう。)若しくは空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができる設備をいう。)を有し、次の要件を十分に満たすものであること。

(1) 機械換気設備及び空気調和設備は、次の要件を満たす構造設備であること。

ア 外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがないように適当な位置に設けること。

イ 外気の清浄度が不十分なときは、空気を浄化する適当な設備を設けること。

ウ 給気口は、内部に取り入れられた空気の分布を均等にし、かつ、局部的に空気の流れが停滞しないよう良好な気流分布を得るため適当な吹出性能のものを、また排気を効果的にできる適当な吸引性能のものを、適当な位置に設けること。

エ 送風機(給気用・排気用)は、風道その他の抵抗及び外風圧に対して、安定した所定の風量が得られる機能を有すること。

オ 風道は、漏れが少ない気密性の高い構造であること。また、風道の材料は、容易に劣化し、又は吸気を汚染するおそれのないものであること。

カ 送風機、風道の要所、給気口、排気口その他機械換気設備の重要な部分は、保守点検、整備が容易にできる構造であること。

キ 給気口及び排気口(排気筒の頂部を含む。)には、雨水又は昆虫、鳥、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防止するための設備を備え付けること。

- (2) 空気調和設備を設けているところは、客室、廊下等の適当な位置に容易に見えるよう温度計及び湿度計を備え付けること。

(暖房設備)

- 33 客室に暖房設備を備ける場合は、密閉式の暖房設備(直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)その他半密閉式(廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。

(寝具)

- 34 寝具は、宿泊者の定員に応じて十分な数を備え、清潔で衛生的なものであり、後記「Ⅲ施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」19(寝具の管理)の基準を満たすものであること。

(その他)

- 35 玄関、玄関帳場又はフロントの見やすい場所に営業許可証を掲示すること。
- 36 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適切に行うため客室と玄関帳場又はフロント及び事務室の間には、電話等所要の設備を必要に応じて備え付けることが望ましいこと。
- 37 従業員の更衣等に使用する室(以下「更衣室」という。)は、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成4年7月1日付け労働省告示第59号)」に従い、常時清潔で使いやすくしておくこと。更衣室は、従業員専用とし、必要に応じて食品取扱い従業員と区分することが望ましいこと。
- 38 施設の設置場所が旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第3項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100m以内の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことをさえぎることができる設備を有すること。

第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) 客室の延床面積は、33㎡(旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。
- (2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。
- (3) 階層式寝台は、2層とし、適当な広さを有すること。
- (4) 階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。
- (5) 階層式寝台をおく天井は、床面よりおおむね2.5m以上の高さを有すること。また、下段の寝台は床面から適当な高さを有していること。
- (6) 階層式寝台(上段)の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないように手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。
- (7) いわゆるカプセル型の寝台は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 良好な空気環境を保つことができる構造であること。
 - イ 適当な照明設備を有すること。
 - ウ 就寝に支障が生じないよう適当な広さを有すること。
 - エ その他の前記階層式寝台の(3)～(6)の基準を満たす構造であること。
- (8) その他「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の14(客室)の(2)～(4)に準じて設ける

こと。

2 玄関には必要に応じて宿泊者等の履物を保管する設備を設けること。

3 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。

ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。

(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。

4 廊下及び階層式寝台を置く客室の通路は、適当な幅を有すること。

5 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の15(浴室)の(1)～(5)に準じて設けることが望ましいこと。

6 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の18(洗面所)に準じて設けることが望ましいこと。

7 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の19(便所)に準じて設けることが望ましいこと。

8 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の31(採光・照明設備)に準じて設けること。

9 その他、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の1～10、12、13、17、21～25、27～30及び33～38に準じて設けることが望ましいこと。

第3 下宿営業の施設設備の基準

1 客室は、次の要件を満たす構造設備のものであること。

(1) 客室は、収容定員に応じ十分な広さを有すること。

(2) その他、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の14(客室)の(2)～(4)に準じて設けること。

2 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の15(浴室)の(1)～(5)に準じて設けること。

3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の18(洗面所)に準じて設けること。

4 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の19(便所)に準じて設けること。

5 調理室及び食堂を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の21(調理室)及び24(食堂等)

に準じて設けること。

- 6 必要に応じて、適当な広さの共同洗濯場及び洗濯設備を有すること。
- 7 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の31(採光・照明設備)及び32(換気関係設備)に準じて設けること。
- 8 寝具は、適当な数を有すること。
- 9 その他、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の1～11、13、17、22、23、27～30、33～38に準じて設けることが望ましいこと。

Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

(施設の周囲)

- 1 施設の周囲は、定期的に清掃し、常に清潔を保ち、ねずみ、衛生害虫等の発生源が発見された場合は、直ちに、その撤去、埋去履土、焼却、殺虫剤の散布等必要な措置を講ずること。

また、周囲の排水溝は、定期的に清掃、補修等を行い、排水に常に支障が生じないように保つこと。

(施設一般)

- 2 施設設備は、特に定める場合を除き、定期的に清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障がないように保つこと。また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

なお、施設の維持管理のうち空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定される「建築物環境衛生管理基準」を遵守すること。3,000㎡未満の施設についても、「建築物環境衛生管理基準」に準じて行うことが望ましいこと。

(客室)

- 3 客室に水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置き、衛生的なものである旨を表示することが望ましいこと。

(浴室の管理)

- 4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。

- (1) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行い、入浴設備は、常に使用できるよう定期的に保守点検すること。
- (2) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。また、給水（湯）栓等には、十分な量の清潔な水及び湯（人の飲用に適する水及び湯）を供給すること。
- (3) 浴槽水は適温に保つこと。
- (4) 洗いおけ、腰掛等入浴者が直接接触する器具及び浴室内は、湯垢を除くなど適切に清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (5) 設備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。

なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、河川又は湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。

場所	清掃及び消毒
浴槽	毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合にあっても、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃
ろ過器及び循環配管	1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について、適切な消毒方法で生物膜を除去(注)※1※2 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること
水位計配管	少なくとも週に1回、適切な消毒方法で生物膜を除去
シャワー	少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水 シャワーヘッドとホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れとスケールを1年に1回以上洗浄、消毒
集毛器	毎日清掃、消毒
貯湯槽	60℃以上を保ち、最大使用時にも55℃以上とし、これにより難しい場合は消毒装置を設置し、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒(注)※3 設備の破損等の確認、温度計の性能確認を行うこと
調節箱	生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒(注)※3
気泡発生装置	適宜清掃、消毒
浴室内の排水口	適宜清掃し、汚水を適切に排水する
その他の設備	必要に応じて清掃及び消毒

(注)※1 消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）等を参考にすること。

※2 上記措置に加えて、年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。

※3 作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温になりやすいので、適宜貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。

(6) 浴槽に使用する水及び湯（原水、原湯）並びに浴槽水は、旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則（平成15年8月1日規則第112号）に適合するよう水質を管理すること。また、給水（湯）栓等には、清潔な水及び湯（人の飲用に適する水及び湯）が供給されるよう水質を管理すること。

(7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1mg/Lを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/L程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合には、この限りではない。

ア 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十分な調査を行うこと。

イ 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低pHの泉質のため有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質のため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しない浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を防止すること。

ウ 高pHの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定すること（例えば0.5～1 mg/Lなど）で十分な消毒に配慮すること。アンモニア性窒素を含む場合や高pHの温泉浴槽水の消毒には、濃度管理が容易で、十分な消毒効果が期待できるモノクロアミン消毒がより適していること。

エ オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの消毒方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切な衛生措置を行うこと。オゾン殺菌等塩素消毒以外の消毒方法を用いる場合には、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじめ検証しておくこと。

オ オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害であるため、活性炭による廃オゾンの処理を行うなど、浴槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。

カ 紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガラス面の清浄を保つよう管理すること。

(8) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。

(9) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ア 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。

イ 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。

ウ 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。

(10) オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。

(11) 浴槽に気泡等発生装置を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(12) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

(13) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

(14) その他、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」等を参考にし、適切に管理すること。

(15) 共同浴室にあつては、おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。

また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させないこと。

- (16) サウナ室又はサウナ設備にあっては、室内の温度及び湿度について定められた数値の範囲を適切に保つため定期的に測定すること。

(入浴用給湯・給水設備)

5 入浴用給湯・給水設備は、次に掲げるところにより措置すること。

- (1) 入浴用給湯・給水設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

また、小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について検査を受けることが望ましいこと。

- (2) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つようにすること。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。また、貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。

(露天風呂の管理)

6 露天風呂を設ける場合は、次に掲げるところにより措置すること。

- (1) 浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1か月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 浴槽及び浴槽に付帯する通路等は十分に照度があること。
- (3) 露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。
- (4) その他、4(浴室の管理)の(2)、(4)～(14)に準じて適切に管理すること。

(脱衣場の管理)

7 脱衣場の衣類かご(箱)、足ふき、体重計等人が直接接触する器具は、清掃を適切に行うとともに、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保つこと。

また、カーペットその他これに類する敷き物は、洗濯を適切に行う等衛生上支障がないように措置されているものを除いて敷かないことが望ましいこと。

(洗面所の管理)

8 洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

また、洗面設備には、石ケン、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人ごとに消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、消毒済のものと使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なところに表示することが望ましいこと。カミソリを備える場合は、新しいものとする。

(便所の管理)

9 便所は、臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、座便式の便器において人に直接接触する便座の部分は、1日1回以上消毒し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示することが望ましいこと。

10 手洗い設備は、消毒液、石ケン、ハンドソープ等を備えるなど手洗いに常に支障が生じないよう

に措置すること。

(寝具の保管室の管理)

- 11 寝具を収納する押し入れその他保管室にあつては、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

(配膳室、食堂等の管理)

- 12 配膳室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に使用する場所にあつては、常に悪臭等の汚染空気を施設の外に適切に排出すること。

- 13 配膳室、配膳用のリフト及びコンテナにあつては、食品残さいが飛散して残存しないよう定期的に適切に清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、冷凍庫及び冷蔵庫にあつては、必要に応じて適切に消毒し、衛生上支障がないように保つこと。

(洗濯室の管理)

- 14 洗濯室にあつては、「クリーニング所における衛生管理要領について」に準じて適切に措置すること。

(プールの管理)

- 15 プールは、「千葉県遊泳用プール行政指導指針」に基づき適切に措置すること。

(飲料水供給設備の管理)

- 16 「飲料水」は、次に掲げるところにより措置すること。

- (1) 「水道法（昭和 32 年法律第 177 号）」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「千葉県小規模水道条例（昭和 37 年条例第 10 号）」等で規制を受ける水にあつては、当該法律等により水質検査及び管理を行うこと。
- (2) 上記以外の水にあつては次に掲げるところにより管理を行うこと。ただし、「温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）」第 15 条に基づき、知事が飲用の許可を与えている温泉については、これを適用しない。

ア 遊離残留塩素が 0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L）以上保持するよう塩素消毒すること。

イ 給水栓における水について、色、濁り、臭い、味の各項目について 1 日に 1 回以上、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項について 1 年に 1 回以上水質検査を実施すること。

ウ 上記に掲げる事項のほか、「飲用井戸等衛生対策要領（昭和 62 年 1 月 29 日衛水第 12 号）」に準じて管理すること。

(換気設備の管理)

- 17 換気設備の管理及び空気環境の基準に関しては、次に掲げるところにより措置すること。

- (1) 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。
- (2) 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること。

(照明設備の管理)

18 照明設備は、次に掲げるところにより措置すること。

- (1) 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。また、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- (2) 施設内の各場所は、次の表の照度を有するものであることが望ましいこと。

照度の基準

場所	照度(ルクス)	測定地点
*玄関帳場又はフロント	700～1,500	作業面
玄関、会計事務室、荷物受渡台、*客室机、*洗面鏡	300～700	玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面
宴会場又はホールその他これに類する場所	150～700(舞台照明は含まない)	床面
事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150～300	作業面(約80cmの高さ)
ロビー、便所	70～300	床面
娯楽室、脱衣場、客室、階段、廊下	70～150	床面
非常階段、廊下	30～70	床面
浴室	30～150	床面
上記以外の場所	100以上	床面から約80cmの高さ

(注)*印の作業場所は、局部照明を併用することによって必要な照度を得ることができる。

(寝具の管理)

19 寝具は、次に掲げるところにより措置すること。

- (1) 布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に履うこと。
- (2) 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

なお、同一の宿泊者にあつては、寝衣は毎日、その他のものにあつては3日に1回は少なくとも取り替えること。

- (3) 寝具は、適切に洗濯し、衛生的に管理等を行うこと。

(タオル等の管理)

20 洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、清潔で衛生的に取り扱い、使用に支障が生じないよう適切な数を常に供給すること。

(案内書等の作成)

21 衛生及び善良風俗の保持、避難経路の案内、非常時の対応策等に関する案内の文書、ポスター等を作成し、宿泊者の注意の喚起に努めること。この場合、必要に応じ英語等外国語によるものを作成すること。

(事故等の対応措置)

22 宿泊者等の傷害、事故等の発生に備え、これに必要な措置を次に掲げるところにより講ずること。

- (1) 救急医薬品及び衛生材料を適切に備えておくこと。
- (2) 事故等の発生に迅速で適切に対応できるよう医療機関等との通報網の整備等組織的体制を確立しておくこと。
- (3) 特定感染症に宿泊者等がかかっており、又はその疑いがあるときは、保健所等の指示を受け、その使用した客室、寝具及び器具類を消毒、廃棄等必要な措置を行うこと。
- (4) 施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。

ア 発生源と疑われる設備等の現状を保持すること。

イ 入浴施設では、浴槽の使用を中止すること。

ウ 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。

(注) 浴槽内等に消毒剤が投入されると生きたレジオネラ属菌の検出は困難となるが、遺伝子を検出することは可能である。

23 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、旅館業法第4条の2第1項に基づいて協力を求めることができるが、その詳細については「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針」(令和5年11月15日厚生労働大臣決定。以下「国指針」という。)を参照すること。

なお、特定感染症国内発生期間は、次に掲げる特定感染症の区分に応じ、それぞれ次の期間(結核にあっては、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第7条で定める期間)であること。

- (1) 一類感染症及び二類感染症 当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、国内での発生がなくなった旨の公表が行われるまでの間
- (2) 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、当該感染症が新型インフルエンザ等感染症として認められなくなった旨の公表又は当該感染症について一類感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)の規定を適用することを定める政令の廃止が行われるまでの間
- (3) 指定感染症 感染症法第44条の7第1項の規定により国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されたときから、当該感染症について全国かつ急速なまん延のおそれなくなった旨の公表が行われ、又は当該感染症について入院並びに宿泊療養及び自宅療養に係る感染症法の規定がいずれも準用されなくなるときまでの間

24 施設の機械室、ボイラー室等の危険な場所には、子ども等の宿泊者が容易に入ることがないようにその旨が明らかに分かる措置を講ずること。

25 ガスの元栓は、客室等の客の安全を確認した後でなければ開放してはならないこと。

(従業者の衛生管理)

26 従業者の衛生管理は、次に掲げるところにより措置すること。

- (1) 衣服は、常に清潔を保つこと。
- (2) 感染症法により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
- (3) 客に接する従業者は、1年に1回以上健康診断を受けることが望ましいこと。
- (4) 従業者は、衛生及び善良風俗の保持に支障が生じないよう適当な人数を置くこと。

(営業者及び宿泊衛生責任者の責務)

27 営業者は、施設又はその部門ごとに、当該従業者のうちから公衆衛生及び善良風俗の保持に関する責任者(以下「宿泊衛生責任者」という。)を定めて置くこと。

28 営業者又は宿泊衛生責任者は、施設の管理が適切に行われるよう従業者の衛生等の教育に努めなければならないこと。

また、営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこと。その詳細については国指針を参照すること。

29 営業者は、公衆衛生の改善向上及び善良風俗の保持を図り、もってその経営を公共の福祉に適合させることを目的として、営業者相互の連携を密にするとともに自主管理を強化するため、本指針に基づき自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底させること。

30 簡易宿所営業のうち、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合については、旅館業法第3条の5第2項や第4条の2第1項等の法令や国指針で定めるものを除き、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、この基準の一部を緩和し、若しくは適用しないことができるものとする。

IV 宿泊拒否の制限

1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しようとする者が次に掲げる場合には該当しうものものと解釈される。

ア 暴力団員等であるとき。

イ 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

ウ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(旅館業法第5条第1項第3号に該当する場合や宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

- (3) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

「厚生労働省令で定めるもの」は、次のいずれかに該当するものであって、他の宿泊者に対す

る宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

ア 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求(宿泊に関して障害者差別解消法第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。)

イ 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動(営業者が宿泊しようとする者に対して障害者差別解消法第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。)を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

(4) 宿泊施設に余裕がないときその他条例で定める事由があるとき。

- 2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、上記1のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。
- 3 多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。
- 4 宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否(宿泊施設におけるダブルベッドの予約制限を含む。)することなく、適切に配慮すること。
- 5 営業者は、当分の間、旅館業法第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、当該各号に掲げる場合ごとに、書面又は電磁的記録に宿泊を拒んだ理由等を記載し、当該書面又は当該電磁的記録を作成した日から3年間保存する方法により、宿泊を拒んだ理由のほか、その日時や拒否された者及びその対応に係る責任者の氏名、同項第3号に該当することを理由とする場合にあっては宿泊を拒むまでの経過の概要等を記録しておく必要があること。
- 6 その他、宿泊拒否の制限については国指針を参照すること。

V 宿泊者名簿

宿泊者名簿は、次に掲げるところにより措置すること。

- 1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の事項の記載を行うこと。
ただし、団体で宿泊するとき、代表者又は引率責任者において、当該団体の構成員の氏名、住所、連絡先等が確実に把握されている場合においては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれば、この限りでないこと。
- 2 宿泊者名簿を作成し、これを3年保存すること。
- 3 宿泊者名簿は、以下のいずれかの場所に備えることとすること。
 - (1) 営業を行う施設
 - (2) 営業者の事務所
- 4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこ

と。

(1) 宿泊者の顔及び旅券等が画像により鮮明に確認できること。

(2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。

当該方法の例としては、施設に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。

5 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号欄への記載を代替しても差し支えないこと。

6 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、更に拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性のあるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。

7 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はない。

VI 利用基準

営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

- 1 人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻等善良の風俗が害されるような文章、図面その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 2 色彩がけばけばしく、著しく奇異なネオン、広告設備等善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

VII 防火安全対策

営業者は、災害時の事故防止を図るため従業者の防火対策、火災時の措置等については、常時消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整えておくこと。

附則

- 1 本指針は、平成30年8月22日から施行する。

附則

- 1 本指針は、令和2年12月8日から施行する。

附則

- 1 本指針は、令和3年12月1日から施行する。

附則

- 1 本指針は、令和7年3月14日から施行する。